

# 青年と職業技術教育

■第3回職業教育研究集会によせて

佐々木 享



## はじめに

総評と中立労連の手によって、五月なかばに第二回の職業教育研究集会を開催する準備がすすめられている。

中学卒業生がピークに達する時期を目前にして、高等学校全員入学運動も重要な段階にさしかかっている。この運動が、単に日教組・日高教と父母大衆のちからだけですすめられるのではなく、いまや総評・中立労連の深い関心事となってきたことは、四月発足をめざす「高校全員入学問題全国協会」の準備活動のなかにもはつきり示されている。高校全員入学運動は、スシズメ学級解消、差別教育の廃止、定時制高校の充実などのスローガンをも掲げることによって、きわめて民主主義的要求の性格をもつ運動として周知のところである。ところで、「すべての青年に完全な後期中等教育」を施すという、世界的な規模における課題は、高校入学希望者に対するだけでなく、すべての青年に教育を施すことを目指すものである。わが国の労働者階級の先進的な組織が、高等教育の民主化をくみみて、全青年に対する職業教育の問題を提起している意味もここにある。

職業教育研究集会は、「合理化」の進展とともになう転職訓練・再教育の問題をも研究するが、何といっても重要な柱となるものは、青年教育の問題である。すなわち、今次集会で討議を予想される公教育における職業教育、企業内訓練、公共職業訓練、共同職業訓練、国家技能検定などは、そのすべてが主として青年教育の問題なのである。

以下に、問題の焦点を青年教育にしづりながら、今次研究集会が開かれるまでの若干の経過と、今次集会の意義と二、三の論点について検討してみよう。

「職業技術教育」という言葉は、あまり聞きなれないものであって、わが国では、高校職業課程の専門教育や各種学校の教育を職業教育呼び、他方、戦前から徒弟見習、見習工養成、職工養成、技能者養成、職業補導などさまざまな名称のもとにおこなわれていた教育・訓練を、職業訓練法の制定いらに職業訓練と呼ぶのがふつうである。私がことさら職業技術教育という言葉を使うのは、教育内容の面から、青年労働者に対する教育・訓練を「教育」の名にふさわしいものにしてゆきたいと考え、他方、教育制度の面から、青年に対する教育訓練を、後期中等教育の一環としてとらえるすじみちを見出してゆきたいと考えているからである。

戦前からの徒弟教育は、戦後しばらくは、法制面からみると、青年の訓練を対象として労働基準法が規定する技能者養成と、失業対策のいみから公共的な再教育の実現をめざした職業安定法の規定する職業補導との二本立てで行われてきた。学校の名で呼ばれる公教育のわくの外でおこなわれたこれら教育・訓練は、しばらくの間は、労・資ともあまり注目するところではなく、むしろ義務制の新制中学の発足と新制高校の拡大という公共的な中等教育の拡大とその充実が主要な課題であった。

朝鮮戦争を直接の契機として復活してきた日本独占資本は、アメリカ帝国主義に対する従属関係を深めながらも、急速に自己の帝国主義的地位の強化・充実にのり出してきた。この過程で強行される「技術革新」と合理化政策の進展とともに、独占資本は、多数の、新しい生産技術に対応できる技術者と技能労働者の養成策が急務であることを叫び出した。(日経連「新時代の要請に對する技術教育にかんする意見」等々)しかし、独占資本が新しい時代に対処するためうち出した政策は、全国民の教育水準の向上をめざすものではなく、高校における普通課程と職業課程の分離であり、中学校における進学・

就職によるコース制の強化であったことは周知のことである。しかもこの間に、政府・独占資本は、新教育制度発足当時にめざした高校教育義務化の旗じるしをきつぱりと棄て去つて、学校以外の制度による青年に対する教育・訓練の制度化・強化とその統制に乗り出した。補助金でつくろうとする社会教育法の一連の改悪と、職業訓練法の制定（とくに後者）は、その意味で、高校全員入学運動がめざしている高校義務化の前に立ちふさがる重大な壁であるとみなければならない。

一九五八年に制定・施行された職業訓練法は、企業が単獨又は共同で実施する事業内職業訓練を労働省の認定と補助金によって、政府の積極的な奨励策と規制のもとにおこうとしているほかに、旧職業補導から移行した公共職業訓練をも規制し、さらに新たにわが国はじめての国家技能検定の実施を規定した。この法案の制定においては、全建総連のようにみずから青年の教育を実施している組合が、既得権確保のための運動をおこし、政府・与党の反対をおきしきって、法人組織である労働組合の行う職業訓練を公共職業訓練として認め、これに対しても補助金を出すという原案修正を加えたことのほかは、残念ながら他の労働組合など民主団体からは余り注目されなかつた。

職業訓練法制定の意義は次の点にあつたようと思われる。すなわち、（一）独占資本と政府が、頭や知識でなく職業に必要な腕の訓練に積極的に乗り出してきたこと、（二）企業の規制のもとに行われる技能訓練を強化することによって、すべての青年でなく、会社のえらんだ特定の労働者層に対してのみ技能教育を実施する意図を明らかにしたこと、（三）資本主義的合理化政策と生産性向上運動の強行に必要なかぎりで技能労働力を養成しようとする意図を公然化したこと、（四）企業内訓練の強化と公共職業訓練の官僚統制により、青年の教育・訓練における思想

教育の強化と企業帰属意識の積極的育成にのりだしたことと、（五）労働基準法と職業安定法における訓練規定が一本化させることにより、教育・訓練をうける労働者層を組織化する可能性をうみだしたこと、（六）国家技能検定を強行することによって、労働者の技能資格を企業の意のままに格付けし、労働者の賃金水準を低め固定化しようとし、かつ雇用制限の合理化をはかるうとしていること、（七）「学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行わなければならない」というたうことにより、教育としての学校教育を技能訓練に近づける可能とその意図を公然化したこと（この点はのちにさらに検討する）、（八）東南アジア等の後進・新興諸国の留学生の技能教育を強化するなどの方策を通じて、後進国への支配権確立をめざしていること、などがそれであろう。ともあれ、職業技術教育をめぐる労働組合運動は、この法案制定を契機に着実に前進ははじめた。第九次教研集会に提出された一つの報告書は、職業訓練と学校教育との関連が重要なことを説き、「教員組合が、『学校での教育は、全人的教育で、企業内の職業教育は、資本のいいなりになる人間をつくる技能教育だ。だからこれが学校教育の場に持ちこまれては困る』といふような思いがあり、あるいは自信のなさでこの問題をさけたり、教育といふものを学校教育という狭いワクの中で考えるよな態度では、労働者階級と手をつなぎつて、現在出されている教育課程の改悪に立ちちはだかれない、国民のための国民教育を目指すといふよな大業をなしとげることはできないであろう」とのべている。

二  
一九六〇年一月、職業訓練法にもとづいて、最初の国家技能検定が行われた時期以後、職業技術教育をめぐる労働組合のたたかいは著しく前進した。この最後の技能検定は、五職種について行われたのであるが、その中には、機械工・仕上工といつた、労働組合運動の基幹部隊にあたる職種も対象となつたことから、労働組合が本格的にとりあげられたといふ事情があつたのである。この検討実施に先だって、中央職業訓練審議会の労働者側委員は、総評・全労・新産別・中立労連の統一的見解として、「試験を強行する前に訓練を先行せよ」としたがって「不充分な訓練のままの試験は延期せよ」という要求を掲げた。しかし、この延期要求は実現せず、総評は、五九年十月、技能検定ボイコットの方針を出した。この方針が、職場の、とくに青年労働者のあいだに若干の混亂をひき起したことは否定できない。正当な技能を評価してもらいたいという希望、あるいは技能士の資格が資金の向上につながるという期待などから、検定をうけたいと考えていた労働者の気持と、組合の方針がしつくりしなかつたのである。

これらの論点は、ほとんどむき出しのまま、六〇年三月に開催された第一回職業教育研究集会にもち込まれた。しかし、大局的にみて、検定の前に充分な教育を実施せよという前進的な方向と、合理化政策につながる技能検定には反対であるといいう方向と、職業技術教育についての労働組合の全く無関心な態度とは、三者がそれぞれかたちを変えながら、現在に至るまで労働組合運動のなかに尾をひいていふことができる。それでもかかわらず、わが国の労働組合運動が、職業技術教育をめぐる諸問題を検討するために、大衆的な研究集会を開くことに成功したことは、重要な意義をもつてゐた。第一回集会の意義と成果は、（一）国家技能検定試験のボイコット戦術だけで表面を切りぬけようとする方針は、労働者の内部に対立と混亂をもちこむ資本の側の策動を許す危険性があることが強調されたこと、（二）職業技術教育を労働者の基本的权利と考へること、労働者階級の立場から

その充実を要求していくことの原則が明らかになつたこと、(三)資本主義的合理化の急速な進行との関連で、職業訓練政策の本質を充分暴露する必要性が確認されたこと、にあるとされているが、この集会を画期として、労働組合の運動は極めて具体的に展開され、かつはば広いものとなつた。

第一回集会から六一年三月の第二回集会までの間の、労働組合運動の顕著な動きは、全国金属・国鉄労組などが職業技術教育に関する実態調査を実施したこと、全国金属・全印総連などが検定前の教育実施を要求し、着々とこれを実現していつたこと、全国の組合職業訓練所の教職員組合がこの運動に参加して、公共職業訓練の貧困な実態が明らかにされたこと、炭鉱離職者に対する再訓練における政府の無策であることの実態が明らかにされたこと、高校全員入学運動が全国的に展開されはじめたこと、社青同・民青同などの青年同盟が職業技術教育を要求する具体的な方針をもつて至つたこと、等々を数えることができる。またこの間に、安保闘争でおれた岸内閣の後をうけ、独占資本の野望を一身になつて登場した池田内閣が「所得倍増計画」の看板のもとに青年教育に対する悪質な、そしてその限りで極めて積極的な方針を打ち出していることを見逃すことはできない。公共的後期中等教育の拡充をめざす高校全員入学運動に対して出した独占資本の答は「後期中等教育を学校教育に限定することは適当ではない。高等学校(定期制および通信制を含む)の外、各種形態の職業訓練、各種学校、通信教育等の組織的訓練も、その期間の長短をとわず、本来ある。つまり、企業内訓練をはじめとする、学校教育以外のあらゆる教育訓練も後期中等教育である」と強弁しているのである。このような状況のなかで、総評が六〇年十二月に、二回にわたって労働省・大蔵省に対して職

業訓練予算の増額、設備の充実、訓練中の労働者の生活保障などの要求を出したことは、わが国の労働組合が、国家に対してもはじめて職業技術教育の要求を出したといふのみで、大きく評価されるべきであろう。

右にみたような、運動の進展と直接の背景として六一年三月にひらかれた第二回職業教育研究集会は、労働組合に対する「よびかけ」とかたちで、実質的な職業技術教育にかんする要求綱領をまとめて成功した。

第二回集会は、それまでの運動の成果によって、企業内訓練について視野が広まり、公共職業訓練の実態が一そう明らかになり、これらの原則的な討議を深めることができるまでに運動が成長したことを見た。この点でとくに、日教組が提起した、高校教育と企業内訓練との連携を認めるための学校教育法の一部改正案についての報告は注目をひくものであった。

## II

第二回研究集会で大きく問題となり、したがつて今次集会でも議論の焦点となることが予想されるのは、職業技術教育の公共的性格をめぐる問題であった。それは、第二回職業教育研究集会で出された「資本家と政府の負担」ですべての労働者に永続的な技術進歩を見合う職業技術教育を」という中心スローガンをめぐる問題で、とくに、このスローガンの中から「資本家」ということばを削除すべきであるという鋭い指摘と原案とは、第二回集会では原則的な一致をみるまでに至らなかつたのである。

昨年の集会に關する限り、職業技術教育は公共化すべきであるという点で一致できたのは、日教組とその他の若干の人々であつたが、運動の発展と情勢の進展とともに、右にみたよう原則的な問題は「そう深められること」が予想される。とくに、現段階で高校全員入学運動との関連で職業技術教育公共化の原則を明確にしておくことは必要である。(すでに、第二回世界教員会議は企業内訓練について、「職業教育制度の枠内で行なうべきもので、そのためには搾取と企業目的の遂行を防ぐため、企業内養成を全面的に廃止し、個人のもつ才能の全面的發達をめざす」とを示すべきであった。(世界労連の方針はそうなつてゐる。)

さきにも若干ふれたように、当面の高校全員入学運動がさし当つて高校入学希望者を対象としているところから、高校に入らない青年の教育がクローズアップされてくるのである。政府・独占資本は、公共職業訓練、各種学校・企業内訓練(とくに後者)などを後期中等教育とみることにより、青年教育を資本のれい属下におくことを

と資本家の負担で行わせようという實意を理解できないことはないのである。しかしながら、世界労連はじめ、世界各国の労働組合運動の例をみるとまでもなく、職業技術教育の問題はほんらい青年労働者に対する教育の問題なのであって、問題を青年教育に限定するかぎり(しかも原則的にそれは正しいのだが)、資本の統制から離れた教育は公共的な性格のものでなければならないのである。

その意味では、運動の原則をさし示す中心スローガンの中に「資本家の負担で」ということばを入れるのは妥当性を欠くと云わねばならない。もし、再教育の意味でいわならば、明確に青年に対する教育問題と区別して、技術の進歩と職務内容の変更にともなつて生ずる労働者の再教育(職業訓練)は、賃金その他の労働条件を低下させることなしに(つまり資本家の負担で)実施すべきであることを示すべきであった。(世界労連の方針はそうなつてゐる。)

意図しているからである。このことを一段と明瞭にした

もなじ。

のは、昨年十月の学校教育法の一一部改正によって、いまや公然化した企業内訓練と高校との連携教育である。連携教育が、公教育としての学校教育が資本の側に引きよせられる恐れのあることは法の制定以前から明らかであったが、制定以後の今日では、日経連等が連携教育においては企業内訓練の学習を無制限に高校の単位として認めよとか、とくに社会科（！）保健体育、英語の教科は

近江綱糸の労働者が、かの人権闘争以来、企業立の近江綱糸高校に行くのをやめて、近くの公立定時制高校に通学するようになったという事例は、職業技術教育における公共化の原則を事実をもつて示しており、ここにまた、高校全員入学運動の質的な側面、すなわちすべての青年に対する教育を公共化しなければならないという教訓が示されている。

企業内訓練を行うべきだとか、連携にさいして学校側が

四

要求を出すに及んで、事態は今や極めて明らかになつてきたのである。しかもこのようなことは、十人に一人といふような厳選された養成工を大量に定時制高校に入学生させるというような（近畿の）事例に示される如く（このばかりい、入学試験を行えば一般的の通学生が排除されてしまう）、定時制高校が企業のまるかえになる危険さえ一部には生れているのである。

企業内訓練そのものは、もとより当該企業（ないし産業）の労働組合が積極的に青年の教育訓練に関与することにより、訓練の民主的運営、訓練生の賃金、労働条件、安全の確保等を労働協約にうたう等の民主的措置にまたねばならないが、連携ということになれば、高校教師團の役割が一段と重要なになってくることはいうまでもない。

第三回職業教育研究集会では、右にみたような問題のほか、企業内訓練、国鉄、電通等の公共企業体における教育・訓練、労働組合の行う教育訓練、自治体の行う公共職業訓練、雇用促進事業団の行う公共職業訓練、国家技能検定、合理化政策の強行とともに再教育、企業内資格試験、女子労働者に対する教育訓練など、かなり多面的な検討が予想されている。これらの問題は別に検討するにしても、われわれが、労働組合運動における職業技術教育の問題の位置づけを明らかにしておくことは必要であると思われる。わが国における労働組合運動のなかで、職業技術教育の問題が一貫して軽んぜられてきたことと対照的なのは、国際的な労働組合運動のなかにおけり位置づけが年々比重を増してきていることがある。世

——雇用主から独立し、またすべての温情主義的傾向を排除するためにその指導と実施に労働組合が直接に参加する職業教育の発展。

われわれは、ここに示された見解は余りに大胆すぎるので驚いてばかりいるわけにはいかない。これは世界の資本主義国の労働組合の行動綱領なのであり、ほぼ同様の要求は植民地における労働組合の統一要求のなかにさえ盛り込まれているのである。きたる一九六三年には、世界労連のイニシアチブのもとに、職業技術教育を中心とする国際集会が予定されている。われわれは今回の研究集会の成功を期待してやまない。

(三三) 頁から(はずく)  
敬しく要請される。  
さらにそれらの実践、学習と結合して、教育実践の主体である教師が、労働者の組織を軸として全民主勢力と統一し、護憲連合を中心として憲法完全実施、改定阻止の広範な組織活動に主体的に参加することである。

高校全人 効基本権の 遷制の復活 要求を完全 法を空文化 子どもを守 行してきた である。ま

義務教育無償（二六条）、労  
選、ILO二八条、教育公  
と、直接の教育、労働の諸  
実施させる運動自体が、憲  
達憲の悪法を権力的に強  
のへの、攻撃的なたたかい  
生活保護基準の引き上げ、  
たたかいで、松川、白鳥事件  
戦争放棄は、改憲を進行し  
等々、国民の緊急要求をと  
ることが、護憲運動を単なる  
にする段階から、国民運動  
着させるかぎであり、まことに  
は極めて重要な意義をもつて  
改憲の大きな焦点として  
の無罪釈放、基地反対、余

軍縮の要求に運動化する条文を問題に発展させ定めべき参院選のである。憲法第九条のとする側のである。生活と権利に対するあらゆるわれわれの要求とそれが基本的に相容れないものであることを、寒感として感じ、統一的にとらえたときに、国民の側の抵抗は搖ぎない強さと無限のひろがりの中で発展することを、安保闘争の教訓としてふまえよう。

(日教組共闘部・大島清)